

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、振動障害により平成〇年〇月〇日から、A病院、B整形外科等で療養を行った結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

被災者は、治癒後、障害が残存するとして、同月〇日付けで監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、同年〇月〇日死亡したため、請求人が同給付に係る未支給請求を行ったものであるが、監督署長は被災者に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該

当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、被災者が両手の手指にがん固な神経症状を残していたため、その残存障害は、障害等級第1 1級相当であると主張しているのを検討する。請求人の主張は、労働者災害補償保険法施行規則第1 4条第3項により第1 3級以上に該当する身体障害が2以上あるとき、障害等級を1級繰り上げることとされていることを踏まえ、被災者の場合、両手指に障害等級第1 2級に該当する身体障害があると主張しているものと思量する。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けの振動障害診断票（以下「平成〇年診断票」という。）において著明な末梢神経障害と診断されていることが確認できる。しかし、自覚症状としてはS 2（知覚鈍麻が中等度にある又は手指前腕のしびれ、痛み等の症状が一定期間持続的にある。）と診断され、S 3（知覚鈍麻が高度にある又は手指前腕のしびれ、痛み等の症状が常にある。）とまでは診断されておらず、平成〇年〇月〇日付けの振動障害診断所見書（以下「平成〇年診断所見書」という。）においても、末梢神経障害の自覚症状は同様にS 2にとどまっている。また、末梢神経障害の検査成績は、平成〇年診断票、平成〇年診断所見書のいずれにおいてもL 3と診断されているものの、平成〇年診断票の結果と比較すると、平成〇年診断所見書における常温下痛覚及び振動覚は改善しており、平成〇年診断所見書において、「治療にて症状の緩和あり治療効果認める。」と記載されている。

以上の事実を考慮すると、被災者の両手の手指の神経系統の障害は、いずれも障害等級第1 2級に該当するものとはいえず同第1 4級に該当するものと判断する。

なお、両肘、両肩の疼痛、しびれは、振動障害によって生じたとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第1 4級に

ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。